

新宿区国民健康保険事務センター業務委託プロポーザル説明会での補足事項及び質疑応答

○説明会での補足事項

No.		補足事項
1	仕様書6	業務終了時間時点で受け付けている電話や届出書等は、完了するまで対応願いたい。
2	仕様書6のイ	当区は外国人割合が高いが、現在、電話受付業務は日本語で対応できている。
3	仕様書6のイ	電話受付業務の配置人員について、貸与物品の台数をもって拘束するものではない。
4	仕様書8(1)のウ	他自治体では業務従事者の立場だった者の中から業務責任者を選定・配置することも差し支えないが、責務上、委託事業者の代表として責任をもって対応できる方の選定・配置をお願いしたい。
5	仕様書17	業務の一部であっても第三者に再委託することはできない。
6	仕様書別紙1	レイアウトの拡張などは難しい状況である。このスペース内で業務を行うことができる体制を提案願いたい。
7	仕様書別紙4	貸与物品は、基本的には、追加配備は難しい状況である。
8	募集要項の項目12	企画提案書の作成方法について、1ページに収まっていれば、グラフや図の挿入、枠線の拡大を行うことも構わない。フォントサイズも任意である。
9	実施要領第12条	評価基準の配点等について、配点等に左右されずノウハウや強み、重きを置いている部分を提案いただきたいため示さない。

○説明会後の質問・回答

No.		質問	回答
1	第1号様式	参加申請書兼誓約書(第1号様式)に記載する代表者氏名・所在地は、東京電子自治体共同運営電子調達サービスに登録の代理人(受任者)氏名・所在地の記載でよいか。	東京電子自治体共同運営電子調達サービスに登録されている代表者氏名・所在地の記載で問題ない。
2	電話受付業務	外国語の会話能力については不問という認識でよいか。	現在、日本語で対応しているが、外国語(主に英語、中国語、ハングル)への対応も配慮した提案は差し支えない。
3	受電時間	受電1件あたりの通話時間の目安は、どれぐらいか。	1件当たり約5分
4	委託期間	令和3年3月31日以降は、4月1日から通年の会計年度での業務委託という認識でよいか。	ご認識どおり、4月1日から翌年3月31日までの1年間の業務委託期間となる予定である。
5	業務内容	令和3年4月1日以降、随意契約となった場合、窓口業務など拡大する考えはあるか。	現時点では、窓口業務などの拡大は考えていない。

6	実施人数	現在、国民健康保険事務センターとして委託する予定の業務については、何人で業務をしているか。	現在、国民健康保険事務センター業務に対し特化した人員配置は行っていない。したがって、仕様書(案)別紙2-1~2及び別紙3に示した業務量より必要な人員数を検討し、提案願いたい。
7	従事者の内訳	現在、国民健康保険事務センターとして委託する予定の業務に対する正社員・嘱託職員・派遣社員等の内訳は、どうなっているか。	正規職員と派遣職員で行っている。人員配置の考え方は、上記6で示したとおりである。
8	引継ぎ	現在、臨時職員を採用し、当該業務に会計年度任用職員として直接雇用しているか。また、任期満了した当該職員の引取りは可能か。	当課では臨時職員は採用していない。また、従事者の採用について、区は関与しない。
9	引継ぎ	準備期間中に国民健康保険事務センターとして委託する予定の業務を行っている職員から業務引継ぎが行われる認識でよいか。	職員からの業務引継ぎは行わない。準備業務期間中に、職員に対する聞き取りなどを通じて業務を行うために必要なマニュアル等を作成し、国民健康保険業務を行う体制を構築していただきたい。
10	引継ぎ	嘱託職員が現在国民健康保険事務センターとして委託する予定の業務を行っている場合、雇用の引継ぎは可能か。	従事者の採用について、区は関与しない。